

障害児者相談支援センターが 新しくなりました

☎健康福祉課福祉係【☎ 028(677)1112】

4月1日から、障害児者の相談支援業務を行っていた相談支援センターが、新しい体制で運営されます。

これまで、障害児者相談支援センターは、郡内1市4町で運営してきましたが、今月から益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の4町での運営になり、場所が市貝町保健福祉センター内となりました。

これまで、当センターの運営上の課題として、電話や窓口のつながりにくさや、利用者が多くすぐに対応できない等がありました。センター長を配置し、コーディネーター2人で運営することで、その解消を図っています。

当センターは無料で利用できますので、お気軽にご利用ください。

〈障害児者相談支援センターはこんな業務を行っています〉

- 障害者サービスの利用に関する相談や申請のための支援
- 障害者の日常生活に関する相談

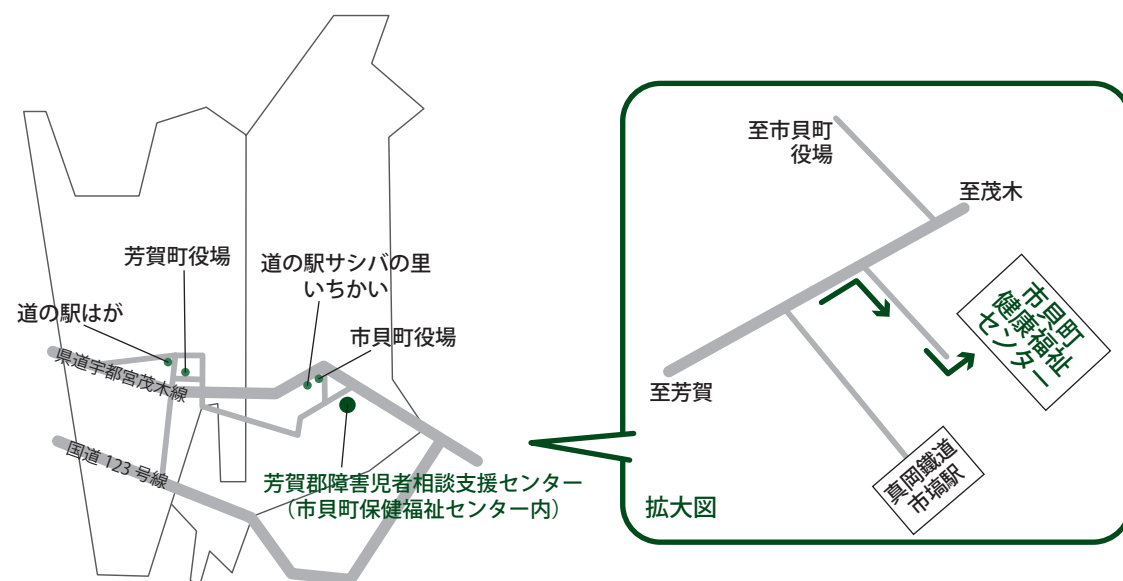


【名称】

芳賀郡障害児者相談支援センター

【場所】

市貝町大字市場1720-1
市貝町保健福祉センター内



【窓口業務日・時間】月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）8:30～17:15

【TEL】0285(81)6565

【FAX】0285(81)6564

芳賀農業振興地域整備計画を 見直します

☎農政課農業振興係【☎ 028(677)1110】

町では、豊かな住みよい農村環境の実現と農業振興を図るために、昭和46年に「芳賀農業振興地域整備計画」を策定しました。この計画は、概ね5年ごとに見直しを行っており、今年度から2カ年にわたり計画の見直しを行います。

農業振興地域整備計画とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定めるもので、10年先を展望しながら、農用地の効果的な利用を図り、農業の近代化を総合的に進め、豊かで住みやすい農村環境を目指すための総合計画です。



農用地区域内の制限について

農業振興地域には農用地として利用する区域を定めており、「農用地区域」といいます。農用地区域は優良な農地として、ほ場整備事業の導入や農業用施設整備補助などの優遇措置があります。ただし、農業以外での使用が制限されており、住宅や駐車場などとして使用する場合は事前に手続きが必要です。

※農用地区域内の農地を農業以外で使用する手続きを「農振除外」と呼んでいます。

農振除外手続きは5月31日までに

農業振興地域整備計画の見直しが始まると、計画決定（平成29年6月予定）までは農振除外の手続きができません。見直し期間中に農地転用を予定している人は、受付期間中に必要書類を揃えて申し出てください。詳しくはお問合せください。

農振除外の申出受付

■受付期間

5月2日（月）～31日（火）

※次回は平成29年5月予定です。

■必要書類 申出書類一式

